

障がい者に係る投票環境向上に関する検討会（第1検討チーム・第2回）議事要旨

1 日 時 平成22年11月12日（金）10:30～12:00

2 場 所 中央合同庁舎第2号館第1会議室

3 出席者

川井委員、越栄委員、三摩委員、松本委員、山田委員、関委員、三浦東京都選挙管理委員会事務局選挙課課長補佐（清水委員代理）

内閣府障がい者制度改革推進会議担当室 東室長

全国手話通訳問題研究会 伊藤事務局長

総務省自治行政局選挙部 原山管理課長

4 議事次第

（1）開会

（2）政見放送に手話通訳を付すことができる選挙の拡大について

（3）意見交換

（4）閉会

5 議事の経過

○ 総務省自治行政局選挙部の原山管理課長から資料1「政見放送に手話通訳を付すことができる選挙の拡大」についての説明が行われた。

○ 山田委員から資料2「政見放送手話通訳可能者数一覧 都道府県別・ブロック別（2010. 8. 13. 現在）」について説明が行われた。

○ 全国手話通訳問題研究会の伊藤事務局長から資料3「聴覚障害者の参政権（選挙権・被選挙権）の現状と課題」についての説明が行われた。

○ その後、政見放送に手話通訳を付すことができる選挙の拡大について、意見交換が行われた。

各メンバーからの主な意見等は、以下のとおり。

○ 聴覚障がい者の参政権の保障のためには、障がい者の政治参加を保障し、手話通訳士の立場・役割を保障する必要があると考えている。本検討会では、検討課題としてその点が欠けており、政見放送への手話通訳の導入を解決するのみでは、議論が矮小化してしまうと考える。今後、別の場で、障がい者の政治参加の保障が話し合われるという前提で、今回の今後の方向性という提案に関する具体的な問題に対応したいと

思う。

- 本検討会における議論の範囲を明確にしてほしい。本検討会では、平成22年度末までに法の改正なしに対応できる課題について議論することだが、そのような議論は限られるものとする。このような検討は平成22年度末で終了するのか。今後このような検討を続けていくのか。
- 都道府県知事選挙の政見放送に手話通訳を実施するにあたり、確認すべき課題が多いものと認識しており、その一つは選挙の管理執行が各都道府県選挙管理委員会となるため、これまでの国政選挙における総務省の取扱いが全国でも同様に採られることとなるかということに危惧している。例えば、事務経費、手話通訳の報酬の取扱い等について、国政選挙と同様となるかどうかについても確認しなければならない。手話通訳士は公的資格であるので、その報酬は全国一律であるべきである。協力することに異論はないが、その取扱いについて確約がないと難しい。
- 政党ではなく候補者個人の政見の手話通訳を行うこととなると、これまでの政党の政見への手話通訳に比べ、候補者の選挙運動員との誤解を受ける懸念があるものと考えられる。手話通訳士の公正中立な立場を社会的に擁護できるような環境を整備し、そのような誤解が生じないようにする必要がある。
- 都道府県知事選挙の政見放送における手話通訳への対応については、国政選挙で対応している放送局より小規模の放送局においても対応することにもなるため、各都道府県の選挙管理委員会の協力も不可欠。手話通訳士への報酬の支払方法も含め、しっかりとした仕組みを作った上で実施してもらいたい。
- 手話通訳士が選挙運動員と誤解されないようにするため、都道府県知事選挙であれば、例えば、A県の選挙では隣県のB県から手話通訳士を手配するなど広域的な対応としてはどうか。
- 手話通訳士が選挙運動員とみなされないように法律で担保されるのが望ましいが、手話通訳士は公正中立に通訳を行っているということについて、可能な範囲での配慮をしてほしい。
- 来年度から都道府県知事選挙に手話通訳を付すにあたり、責任者を明確にしてもらいたい。都道府県の財政力によって手話通訳の報酬がまちまちになるとか、ある県によっては事務費がないということが起こったとき、誰が責任を持つのか。この点を明

確にしないと細かい議論はできないと思う。

これらの意見に対し、総務省からは、次のとおり発言を行った。

- 本検討会においては、平成22年度内で実現できることから行うということで、検討のテーマを絞っているところである。聴覚障がい者の参政権の問題については、いろいろな課題があると考えており、本検討会のみで検討が終わるということは考えていない。今後の検討の進め方、どのような場で検討をするかということも含めて、内閣府などにも相談しながら検討していきたい。

- 都道府県知事の選挙における予算措置については、都道府県選挙管理委員会において行われるものであり、総務省から強制するものではない。ただし、先進事例としては、国政選挙での実績があり、都道府県選挙管理委員会においては、総務省の取扱いを参考としていただけるものと思っている。総務省としても、都道府県選挙管理委員会の所管だからあとはお任せするという立場ではない。すべての都道府県で同じ条件でやっていただくよう積極的に要請していきたいと考えている。

以上の意見交換の後、資料1「政見放送に手話通訳を付すことができる選挙の拡大(案)」については了承された。

今回の会合では、政見放送への字幕付与について議論する予定。

以上

(文責：事務局)